



事務所だより2月

2013(H25)

◆「定年後再雇用拒否」をめぐり最高裁で初判断

◆事件の概要

定年後再雇用を拒否された労働者が会社に対して地位確認などを求めた訴訟の上告審判決が11月29日、最高裁(第1小法廷)であり、継続雇用の基準を満たす労働者は定年後も雇用の継続を期待する合理的理由があるとして、解雇法理を類推適用して雇用関係の存続を認め、会社側の上告を棄却し、雇用の存続と賃金の支払いを命じました。

平成18年4月改正による高年齢者雇用安定法(高年法)下の再雇用拒否事件で、初めて最高裁による判断が示されたこととなります。

この事件では、JMIU(全日本金属情報機器労組)津田電気計器支部(大阪府箕面市)の書記長を含む全組合員3人だけが再雇用を拒否されたため、社員としての地位確認と賃金の支払いを求めていたもので、2010年9月の大阪地裁、2011年3月の大阪高裁のいずれも労働者側の主張を認める判決が出されていました。

◆会社による恣意的な再雇用基準の運用は認められない

裁判所は、この会社の対応について、「男性は社内の基準を満たしており、再雇用しないのは合理的な理由を欠く」と述べ、不当に低い評価をして再雇用を拒否したのは違法だとの判断を示しました。

◆再雇用拒否をめぐり労使トラブルの今後

2013年4月より改正高年法が施行されると、一定年齢以上の者については、従来通り労使協定等に定める再雇用基準に照らして継続雇用の対象とするかどうかを会社が判断することができますが、それ以外の者については、原則として、希望者全員を雇用確保措置の対象とすることが義務付けられます。

今後は、企業が不当に労働者の継続雇用申入れを拒否した場合や、再雇用後の雇止め理由が合理的でない場合等に、労働者から地位確認および賃金の支払いを求めて訴訟提起される可能性があると言えます。

雇用延長もある、再雇用もある。リストラで従業員の3割減なんて話もある。労働市場は溜まったり流れたり。その動きの向こうに希望があればがんばろうと思える。

◆企業再編 濫用的会社分割&経審◆

会社分割については、濫用的会社分割に対する債権者保護が問題になって、会社法改正論議や最高裁判決に関心が集まっています。

そして、何が「濫用的」なのか、あるいは「詐害的」なのかは専門家の間でもいろいろな意見があります。ここでは濫用的とか詐害的とかは別にして、経営事項審査においてはどうなるのかを考えてみます。

旧建設会社は債務超過の会社で、この会社が新設分割により新建設会社に建設事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継します。分割会社である旧建設会社は、旧建設会社と新建設会社のふたつに分割されました。

また、このような会社分割では、金融債務と固定資産を旧会社に残し、営業債権債務を新会社に移転することが多いと思われるので、従来の旧建設会社の経営状況(Y)より新建設会社の経営状況(Y)の方が通常高くなります。

「経審」では「会社を二つに分けただけ何も変わっていません。」とはいきません。「経審」では、債務超過の会社を資産超過の会社に変え、さらに負債、特に有利子負債を減らし、また、固定資産も減らすことになるのです。この会社分割は、違う意味で「濫用的」ともとれます。しかし、これで立ち直ればよいと言う人もいられるでしょう。立場によって考えが違ってきます。会社分割では、いろいろ解決すべき問題も多いので、専門家の意見や行政庁の考えを聞いて間違いのない対応をしましょう。

平成25年(2013)2月

1	金	2級建築及び電気工事施工管理技術検定試験 合格発表	
2	土	節分会 壬生寺(2~4日) 節分大祭 吉田神社(2~4日)	
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木	2級土木施工管理技術検定試験 合格発表日	
8	金	針供養 法輪寺	
9	土		
10	日		
11	月	建国記念日	
12	火	源泉所得税の納付 住民税特別徴収額の納付	
13	水		
14	木	バレンタインデー	
15	金	涅槃会 妙心寺 お釈迦さまが入滅なされた日です。	
16	土		
17	日		
18	土		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日	日商簿記3.2級 検定	
25	月	梅花祭 北野天満宮	
26	火		
27	水		
28	木	昨年12月決算法人の法人税等・消費税確定申告 本年6月決算法人の法人税等中間申告 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税等の申告 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	